

# ご存知ですか？ 福島町の様々な制度

福島町では様々な制度により、町内に居住している皆さんを応援しています。

申請は随時受付しておりますので、各制度を利用される方は、ご遠慮なく下記のお問い合わせ先へご相談ください。

※各制度には、一定の基準があります。ご利用前に必ずご確認ください。

## 出産祝金交付事業

お子さんが生まれた方へ、奨励金を交付します。

※交付金額の30%は町内商品券での交付となります。

※交付を受けてから10年以内に町外へ転出した場合、奨励金の全部又は一部を返還していただきます。

**お問い合わせ先** 企画課 企画係 ☎ 47-3007



## 定住促進住宅等奨励事業

福島町に定住することを目的として住宅の新築や購入を行った方へ、奨励金を交付します。

※町内建築業者と町外建築業者の場合では、交付金額が異なります。

※建て替えやリフォームは対象外となります。

※交付金額の30%は町内商品券での交付となります。

※交付を受けてから10年以内に町外へ転出した場合など、奨励金の全部又は一部を返還していただきます。

**お問い合わせ先** 企画課 企画係 ☎ 47-3007



## がんばる地元企業等応援事業

企業施設の設備投資や雇用者の拡大、事業の継承及び確保を図る町内の事業者へ、助成金を交付します。

※風俗営業者は対象外となります。

**お問い合わせ先** 企画課 企画係 ☎ 47-3007



## 人財育成支援事業

町内の各団体・企業に所属している方、または就業に向け活動しており、資格取得や研修会等参加・開催を予定している方へ、奨励金を交付します。

**お問い合わせ先** 企画課 企画係 ☎ 47-3007



## 水産業担い手支援事業

新たに漁業への就労を希望する方へ、奨励金等を交付します。

**お問い合わせ先** 産業課 水産係 ☎ 47-3004



## 農林業担い手養成事業

新たに農林業への就労を希望する方へ、奨励金等を交付します。

**お問い合わせ先** 産業課 農林係 ☎ 47-3002



## 空家等対策支援事業

町内に建っている空家、及び空家となる見込みの建物を解体する費用の一部を、所有者及び相続人の方へ、助成金として交付します。

**お問い合わせ先** 建設課 建築係・土木係 ☎ 47-3006

